



宮崎県公報

平成25年5月20日(月曜日) 第2489号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (4件)……………(“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(“) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支	

援事業所)の廃止……………(国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(“) 5	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(“) 5	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課) 5	
公 告	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 5	
○入札公告…………… 5	

告示

宮崎県告示第319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
医療法人和敬会野村クリニック	延岡市古城町4丁目1番地	平成25年4月1日
医療法人社団みやび会塚胃腸内科クリニック	延岡市古城町4丁目131番地	平成25年4月1日
ハートハンズ薬局	都城市久保原町9街区42号	平成25年4月1日
ハロー薬局出北店	延岡市卸本町12番11号	平成25年3月1日
ひむか薬局西都平田店	西都市大字妻字平田1515番地	平成25年4月1日
くぼはら訪問看護ステーション	都城市平塚町3172-1	平成25年4月1日

宮崎県告示第320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(

平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市早鈴町17街区1号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
社団法人八日会藤元早鈴病院	藤元総合病院	平成25年4月1日

宮崎県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団法人八日会藤元病院	都城市早鈴町17街区4号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会藤元病院	藤元病院	平成25年4月1日

宮崎県告示第 322号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団法人八日会大悟病院	北諸県郡三股町大字長田1270番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会大悟病院	大悟病院	平成25年4月1日

宮崎県告示第 323号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
早鈴訪問看護ステーション	都城市早鈴町17街区1号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
早鈴訪問看護ステーション	藤元総合訪問看護ステーション	平成25年4月1日

宮崎県告示第 324号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
相良内科医院	都城市前田町2街区5号	平成25年3月31日
野村クリニック	延岡市古城町4丁目1番地	平成25年3月31日
堺胃腸内科クリニック	延岡市古城町4丁目131番地	平成25年4月1日
あゆみ薬局	日向市原町4丁目105番地1	平成25年3月31日
フクハラ薬局財光寺店	日向市大字財光寺往還町57番地1	平成25年4月1日
有限会社のぞみ薬局	西都市大字妻1515番地	平成25年3月31日
訪問看護ステーションくぼはら	都城市久保原町13街区3の2号	平成25年3月31日

宮崎県告示第 325号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ハートハンズ	都城市久保原町13街区3の2号	くぼはら訪問看護ステーション	都城市平塚町3172-1	平成25年4月1日
株式会社マルエイ自動車	都城市吉尾町164番地1	デイサービスきごころ	都城市立野町3655-2	平成25年4月8日

合同会社まごころデイサービス	都城市都原町5番地5	合同会社まごころデイサービスあおい	都城市上川東2丁目1号4番地	平成25年4月1日
株式会社ハートハンズ	都城市久保原町13街区3の2号	デイサービスセンターハートハンズ	都城市平塚町3172番地1	平成25年4月1日
株式会社ハートハンズ	都城市久保原町13街区3の2号	くぼはら訪問介護ステーション	都城市平塚町3172-1	平成25年4月1日
医療法人久康会	延岡市土々呂町4丁目4390番地16	医療法人久康会通所介護S-Beach倶楽部	延岡市塩浜町4丁目1640番地23	平成25年4月2日
特定非営利活動法人いきいき会	東臼杵郡門川町須賀崎4丁目48番地	いきいきデイサービス茶屋	延岡市北一ヶ岡4丁目10番4号	平成25年4月4日
株式会社ゆう	日向市大字財光寺中ノ原1158番地7	デイサービスよつ葉	日向市大字財光寺中ノ原1158番地7	平成25年4月2日
有限会社ラフィネ	日向市原町3丁目1番24号	彩芭デイサービス	日向市原町3丁目3番地20	平成25年4月12日

宮崎県告示第 326号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社西日本福祉サービス研究所	都城市中原町32街区1号	介護支援センターけあらいふ正寿の都	都城市北原町21街区16号	平成25年3月1日
株式会社ハ	都城市久保	くぼはら	都城市平塚	平成25年

ートハンズ	原町13街区3の2号	居宅介護支援事業所	町3172-1	4月1日
-------	------------	-----------	---------	------

宮崎県告示第 327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団田中会	都城市庄内町12531番地	訪問看護ステーションくぼはら	都城市久保原町13-3-2号	平成25年4月30日

宮崎県告示第 328号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団田中会	都城市庄内町12531番地	訪問看護ステーションくぼはら	都城市久保原町13-3-2号	平成25年4月30日

宮崎県告示第 329号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社団法人 八日会	北諸県郡三股町大 字長田1270番地	社団法人 藤元早鈴 病院	都城市早鈴町17街 区1号
		社団法人 八日会大 悟病院	北諸県郡三股町大 字長田1270番地
		早鈴訪問 看護ステ ーション	都城市早鈴町17街 区1号
		介護老人 保健施設 グリーン ホーム	北諸県郡三股町大 字長田1270番地

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会	一般社団法人藤元メディ カルシステム	平成25年 4月1日

宮崎県告示第 330号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
一般社団 法人藤元 メディカ ルシステ ム	都城市早鈴町17街 区1号	社団法人 八日会藤 元早鈴病 院	都城市早鈴町17街 区1号
		社団法人 八日会大 悟病院	北諸県郡三股町大 字長田1270番地

		早鈴訪問 看護ステ ーション	都城市早鈴町17街 区1号
--	--	----------------------	------------------

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会藤元早鈴 病院	藤元総合病院通所リハビ リテーションセンター	平成25年 4月1日
社団法人八日会藤元早鈴 病院	藤元総合病院訪問リハビ リテーションセンター	平成25年 4月1日
社団法人八日会大悟病院	大悟病院通所リハビリセ ンター	平成25年 4月1日
早鈴訪問看護ステーショ ン	藤元総合訪問看護ステー ション	平成25年 4月1日

宮崎県告示第 331号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社団法人 八日会	北諸県郡三股町大 字長田1270番地	社団法人 八日会藤 元早鈴病 院	都城市早鈴町17街 区1号
		介護老人 保健施設 グリーン ホーム	北諸県郡三股町大 字長田1270番地

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会	一般社団法人藤元メディ カルシステム	平成25年 4月1日

宮崎県告示第 332号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護支援事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関 (居宅介護支援事業所)

Table with 2 columns: 居宅介護支援事業者 (Name, Main office location) and 居宅介護支援事業所 (Name, Location). Rows include 一般社団法人藤元メディカルシステム and 介護老人保健施設グリーンホーム.

2 届出事項

Table with 3 columns: 居宅介護支援事業所の名称 (Before, After), 変更年月日. Rows show changes for 藤元総合病院居宅介護支援事業所 and グリーンホーム居宅介護支援事業所.

宮崎県告示第 333号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年 5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 名 称, 所 在 地, 指 定 年 月 日. Rows include 國吉 功夫 (クニヨシ整骨院) and 松田 保 (訪問リハビリマッサージ三愛).

Table with 3 columns: 鬼束 清正 (誠信堂 整骨院), 北諸県郡三股町大字宮村字植木2917-6, 平成25年 1月9日

宮崎県告示第 334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 4 columns: 名 称, 所 在 地, 担 当 する 医 療 の 種 類, 指 定 年 月 日. Row: 広島通りほうゆう薬局, 宮崎市, 薬局, 平成25年 5月10日

公 告

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、日向市長から次のとおり通知があった。

平成25年 5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類: 公共測量 (①カラー撮影 (デジタル航空カメラ撮影 地上解像度12cm), ②写真地図作成 レベル 1,000)
2 作業期間: 平成25年 5月7日から平成26年 3月20日まで
3 作業地域: 日向市全域

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項: (1) 借入物品及び数量 普通教室無線LAN・タブレット型情報端末 一式, (2) 借入物品の特質等 仕様書による, (3) 納入期限 平成25年 9月30日, (4) 契約期間 平成25年10月1日から平成30年 9月30日まで (60月), (5) 納入場所 仕様書による, (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
2 契約に係る特約事項: (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第124号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が貸貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者において、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年6月11日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

宮崎市橘通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601

(2) 期間 平成25年5月20日から平成25年6月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

(2) 期間 平成25年5月20日から平成25年6月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室

(2) 日時 平成25年5月27日午後2時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

(2) 提出期限 平成25年7月1日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室

(2) 日時 平成25年7月2日午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

宮崎市橘通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Classroom wireless LAN and Tablet-type information terminal : 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00p.m, 1 July, 2013

(3) Contact point for the notice: Education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.

TEL: 0985-44-2601